

第3 議 事

1 報告第1号

坂東市地域公共交通の利用状況等について

(1) 坂東市コミュニティバスの利用状況について

1) ルート別利用者数

半谷ルート・矢作ルートは小学校への通学に利用されているため、一便当たりの利用者が10名を超えています。一般の方の移動に利用されているルートでは、七郷・中川ルートの利用者が最も多く、沓掛・内野山ルートが最も少なくなっています。

コミュニティバス全体の利用者数は、23年度と比較して減少しているものの、一便当たりの利用者数は6.81人と過去最高の値を示しています。

ルート	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	月平均 (合計/ 月数)	日平均 (合計/ 運行日数)	便平均 (合計/ 運行便数)
	庁舎間シャトル (月～金)	利用者数(人)	163	256	221	200	151	204	1,195	199.2	9.19
	運行日数(日)	21	23	21	22	23	20	130	21.7		
	運行便数(本)	63	69	63	66	69	60	390	65.0		
七郷・中川ルート (月・水・金)	利用者数(人)	342	337	325	252	330	328	1,914	319.0	24.54	7.01
	運行日数(日)	13	13	13	13	14	12	78	13.0		
	運行便数(本)	45.5	45.5	45.5	45.5	49.0	42.0	273	45.5		
沓掛・内野山ルート (月・水・金)	利用者数(人)	155	179	186	161	124	122	927	154.5	11.88	3.96
	運行日数(日)	13	13	13	13	14	12	78	13.0		
	運行便数(本)	39	39	39	39	42	36	234	39.0		
長須・七重ルート (火・木・土)	利用者数(人)	346	253	340	314	252	302	1,807	301.2	23.17	4.63
	運行日数(日)	12	14	13	13	13	13	78	13.0		
	運行便数(本)	60	70	65	65	65	65	390	65.0		
矢作ルート (月～金)	利用者数(人)	315	459	404	281	0	371	1,830	305.0	20.11	10.05
	運行日数(日)	16	21	21	14	0	19	91	15.2		
	運行便数(本)	32	42	42	28	0	38	182	30.3		
半谷ルート (月～金)	利用者数(人)	539	782	888	535	0	821	3,565	594.2	39.18	19.59
	運行日数(日)	16	21	21	14	0	19	91	15.2		
	運行便数(本)	32	42	42	28	0	38	182	30.3		
計	利用者数(人)	1,860	2,266	2,364	1,743	857	2,148	11,238	1,873.0	72.04	6.81
	運行日数(日)	25	27	26	26	27	25	156	26.0		
	運行便数(本)	271.5	307.5	296.5	271.5	225.0	279.0	1,651	275.2		

※庁舎間シャトル、七郷・中川ルート、沓掛・内野山ルートは同一路線を往復する直線的なルートに変更したが、これまでの巡回型ルートと比較するため、1往復を1便とする。

<参考3>過去の利用状況

	利用者数	月平均	日平均	便平均	運行日数	運行便数	備考
18年度	7,732	1,546.4	53.32	2.67	145	2,900	11月～3月の5箇月間
19年度	25,853	2,154.4	71.81	3.59	360	7,200	
20年度	37,301	3,108.4	103.90	5.20	359	7,180	
21年度	35,401	2,950.1	98.61	4.93	359	7,180	
22年度	28,276	2,356.3	91.81	5.79	308	4,882	
23年度	28,964	2,413.7	102.71	5.84	309	4,958	

2) 大字別利用状況

各バス停留所の乗車状況を、設置場所の大字毎に集計すると、小学校への通学に利用されている七重地区の利用者が最も多くなっており、医療機関や商業施設が集中する岩井地区がこれに続いています。

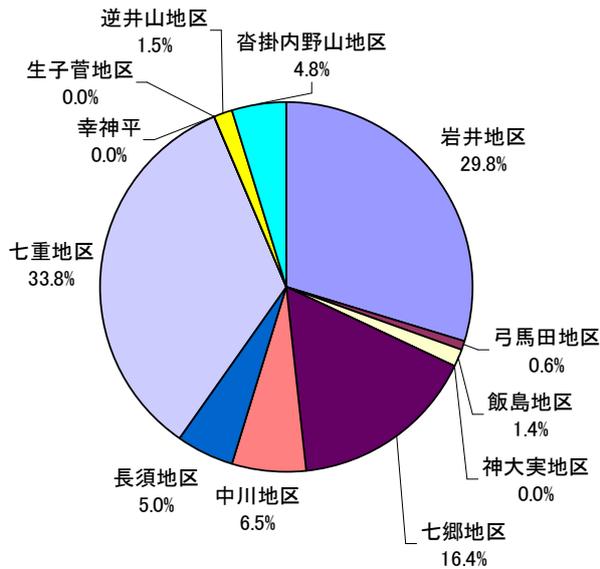
運行計画見直し前の22年度・23年度と比較すると、コミュニティバス利用者全体に占める割合が長須地区・沓掛内野山地区において増加しています。

(単位:人、箇所)

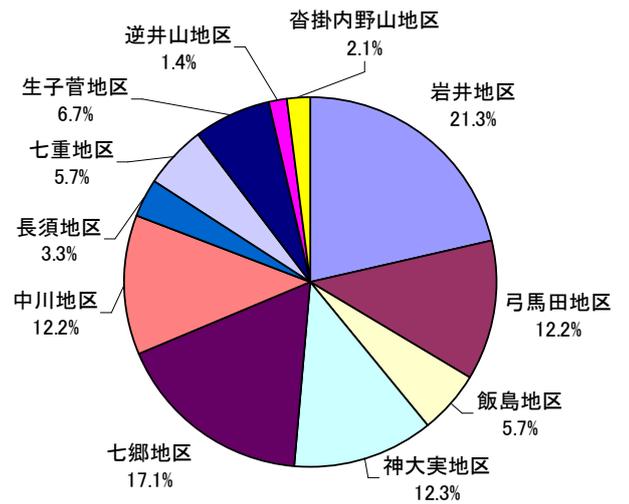
	22年度		23年度		24年度※	
	乗車人数	停留所数	乗車人数	停留所数	乗車人数	停留所数
岩井地区	8,605	31	8,527	31	3,353	32
弓馬田地区	460	15	384	15	73	7
飯島地区	1,056	15	1,177	15	154	7
神大実地区	657	17	473	17	0	0
七郷地区	4,399	24	5,442	24	1,848	12
中川地区	1,691	20	1,858	20	732	13
長須地区	1,013	20	1,059	20	567	16
七重地区	8,437	22	8,133	22	3,798	11
幸神平	114	1	111	1	4	1
生子菅地区	186	14	198	14	0	1
逆井山地区	831	15	809	15	167	2
沓掛内野山地区	827	12	793	12	542	12
計	28,276	206	28,964	206	11,238	114

※24年度は4月～9月の6箇月間

平成24年度(4～9月)

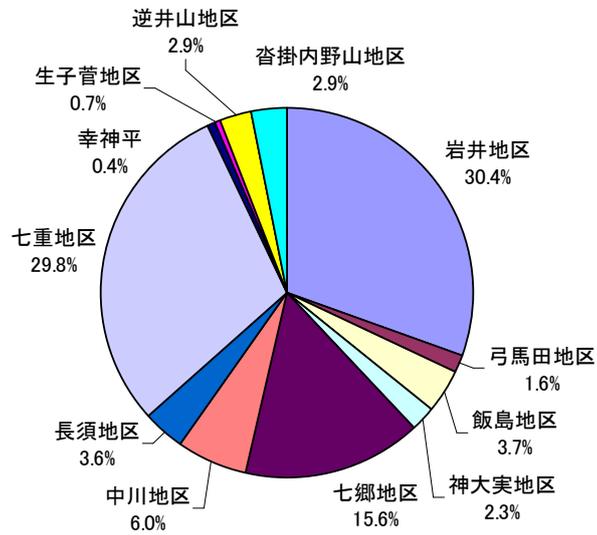


《参考》デマンドタクシー居住地別利用状況

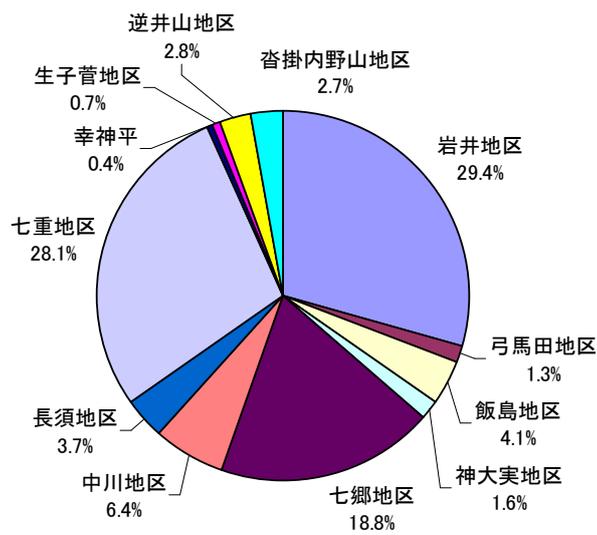


<参考4>平成22・23年度コミュニティバス大字別利用状況

平成22年度



平成23年度



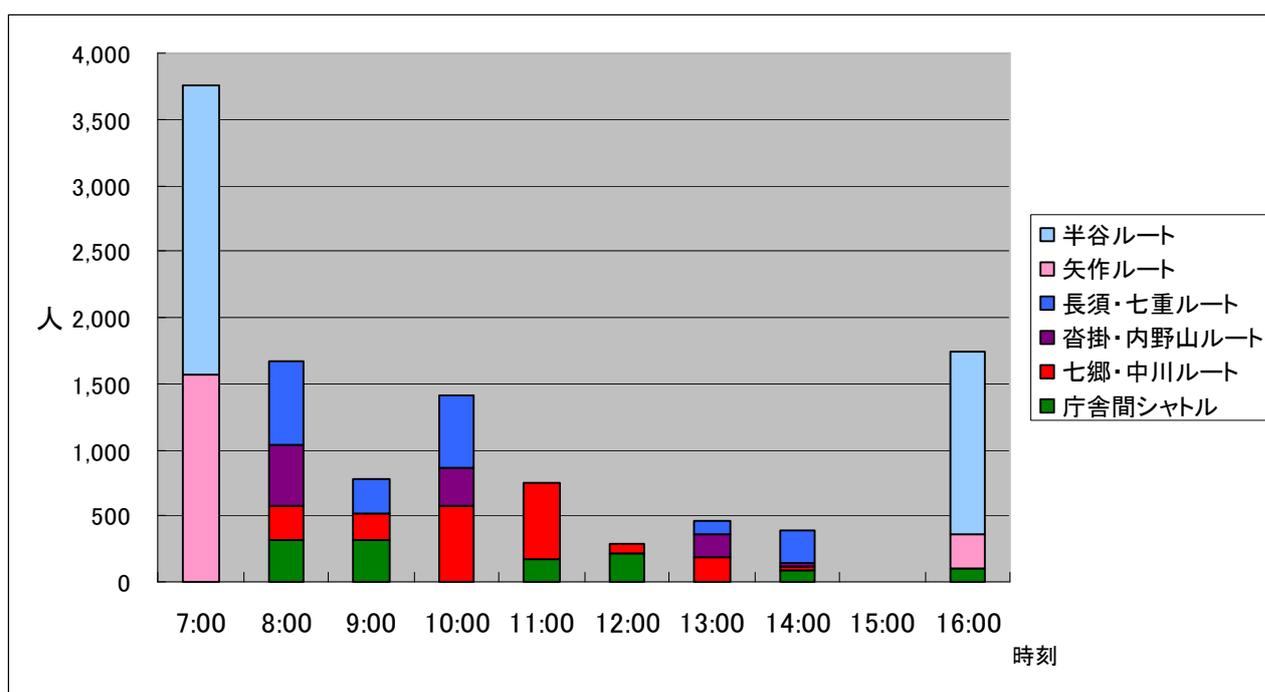
3) 時間帯別利用状況

毎日、小学校への通学に利用され、利用者の多い「矢作ルート」「半谷ルート」の影響で7時台、16時台の利用者が極端に多くなっています。

一般の方が利用するその他の時間帯では、8時台、10時台の利用が多く、8時台から11時台で全体の80%を占めています。

(単位:人)

発車時刻	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
庁舎間シャトル		312	314		171	215		83		100
七郷・中川ルート		269	201	573	579	72	190	30		
沓掛・内野山ルート		453		286			163	25		
長須・七重ルート		629	267	546			110	255		
矢作ルート	1,567									263
半谷ルート	2,190									1,375
計	3,757	1,663	782	1,405	750	287	463	393	0	1,738



(2) 坂東市デマンドタクシーの利用状況等について

1) 登録状況（平成24年9月30日現在）

(ア) 登録世帯数及び登録人数：496世帯、875人

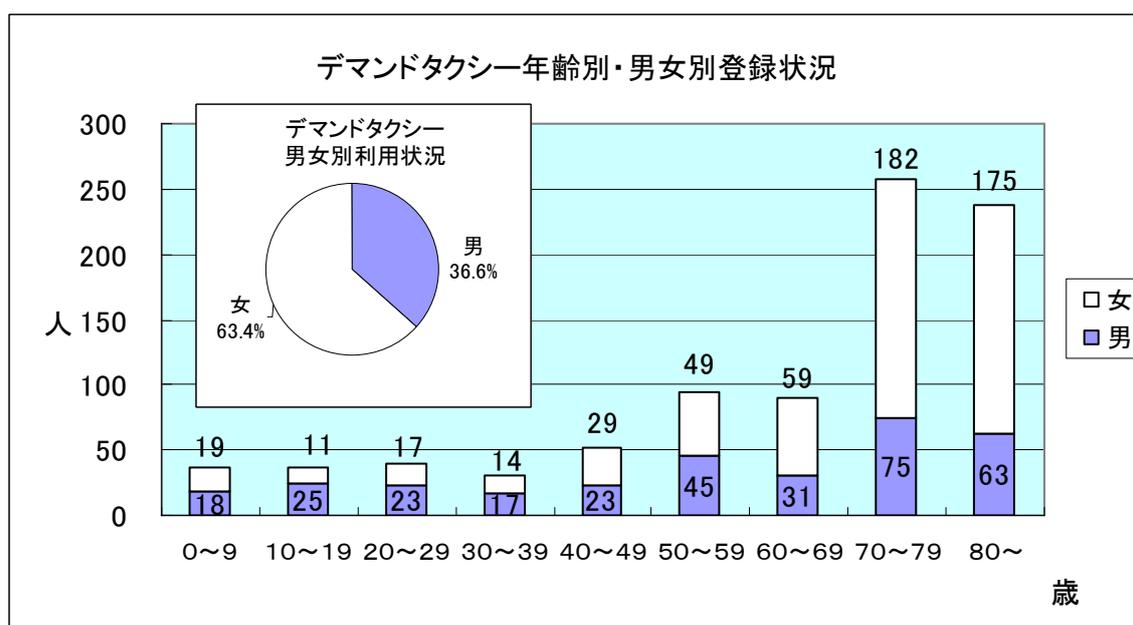
市全体に占める割合は、世帯については2.7%、人数については1.6%と少ない状況になっています。

(イ) 年齢男女別登録状況

年齢別の登録者を見ると、40歳代は若干多いものの、50歳未満は少なく各々5%前後となっており、50代、60代においても各々10%程度と少なく、70歳以上の方が全体の56%以上を占めている。

男女別の登録者を見ると女性が63%を超えており、その内70歳以上の方が60%以上を占めています。

年齢	男	女	計	割合
0～9	18	19	37	4.2%
10～19	25	11	36	4.1%
20～29	23	17	40	4.6%
30～39	17	14	31	3.5%
40～49	23	29	52	5.9%
50～59	45	49	94	10.7%
60～69	31	59	90	10.3%
70～79	75	182	257	29.4%
80～	63	175	238	27.2%
計	320	555	875	100.0%
男女比	36.6%	63.4%		



(ウ) 地区別登録状況

地区別の登録者数・世帯数とも岩井地区が最も多く、神大実地区、七郷地区と続き、逆井山地区が最も少なくなっています。

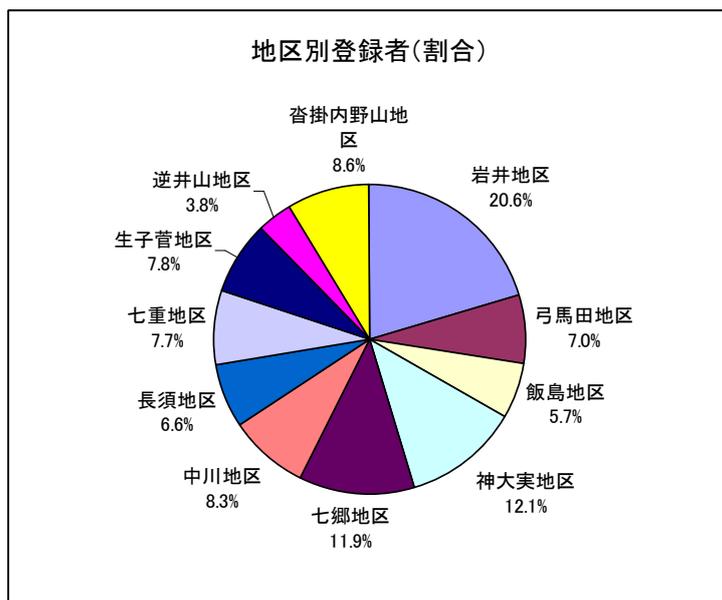
人口に対する登録者の割合は飯島地区が最も多く、神大実地区、弓馬田地区と続き、逆井山地区が最も少なくなっています。

飯島地区、神大実地区についてはコミュニティバス路線の廃止が影響していると推測されます。

地区名	人数計			世帯数		
	登録者	坂東市全体	比較 (登録者/ 坂東市)	登録世帯	坂東市全体	比較 (登録世帯/ 坂東市)
岩井	180	14,726	1.22%	106	5,562	1.91%
弓馬田	61	2,992	2.04%	42	965	4.35%
飯島	50	1,648	3.03%	29	501	5.79%
神大実	106	4,272	2.48%	51	1,276	4.00%
七郷	104	5,083	2.05%	59	1,678	3.52%
中川	73	5,086	1.44%	42	1,688	2.49%
長須	58	3,448	1.68%	34	958	3.55%
七重	67	4,354	1.54%	32	1,276	2.51%
生子菅	68	3,712	1.83%	38	1,105	3.44%
逆井山	33	4,632	0.71%	19	1,309	1.45%
沓掛内野山	75	5,849	1.28%	44	1,968	2.24%
計	875	55,802	1.57%	496	18,286	2.71%

※平成24年9月30日現在

※坂東市全体の人口・世帯は日本人のみ。



〈参考5〉周知状況について

月 日	内 容
1月19日（木）	新地域公共交通システム周知チラシの発行（全戸配付） ※市ホームページにも掲載
2月10日（金）	猿島地区民生委員児童委員協議会定例会 ・デマンドタクシーの説明及び登録協力依頼
2月16日（木）	広報坂東2月号（全戸配付） ・デマンドタクシー周知記事掲載
2月17日（金）	岩井地区民生委員児童委員協議会定例会 ・デマンドタクシーの説明及び登録協力依頼
3月 1日（木）	岩井庁舎内にデマンドタクシー特設登録会場を設置し登録受付開始。 猿島庁舎では窓口センターにて登録受付開始。 市ホームページにデマンドタクシー周知専用ページ掲載
3月15日（木）	コミュニティバス時刻表・ルート図の発行（全戸配付）
3月24日（土）	ばんどうホコテン ・デマンドタクシー周知及び臨時登録
4月19日（木）	広報坂東4月号（全戸配付） ・デマンドタクシー運行開始記事掲載
4月28日（土）	ばんどうホコテン ・デマンドタクシー周知及び臨時登録
5月10日（木）	民生委員児童委員協議会合同定例会 ・デマンドタクシー周知及び登録協力依頼
5月17日（木）	広報坂東5月号（全戸配付） ・デマンドタクシー周知記事掲載
5月26日（土）	ばんどうホコテン ・デマンドタクシー周知及び臨時登録
6月23日（土）	ばんどうホコテン ・デマンドタクシー周知及び臨時登録
7月18日（木）	広報坂東7月号（全戸配付） ・デマンドタクシー周知記事掲載
8月16日（木）	広報坂東8月号（全戸配付） ・公共交通利用促進記事掲載

2) 利用状況（平成24年4月～9月）

(ア) 月別利用状況

利用者は徐々にではありますが増加傾向にありましたが、8月に減少しました。これはお盆期間（13日～16日）の4日間の利用者が一日平均2人と極端に少なかったことが原因となっています。

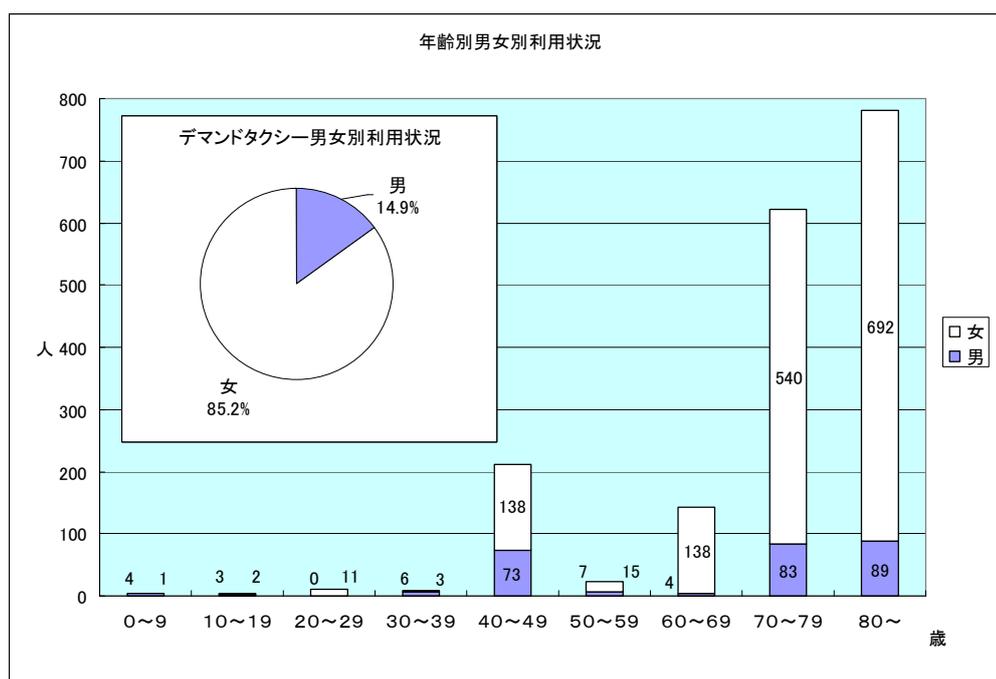
(単位:人)

	運行日数	利用者数	一日平均	備考
4月	25	235	9.4	
5月	27	302	11.2	
6月	26	303	11.7	
7月	26	327	12.6	
8月	27	295	10.9	
9月	25	347	13.9	
計	156	1,809	11.6	

(イ) 年齢別男女別利用状況

女性の利用が多く、全体の85%を超えており、その内70歳以上の方が80%を占めています。

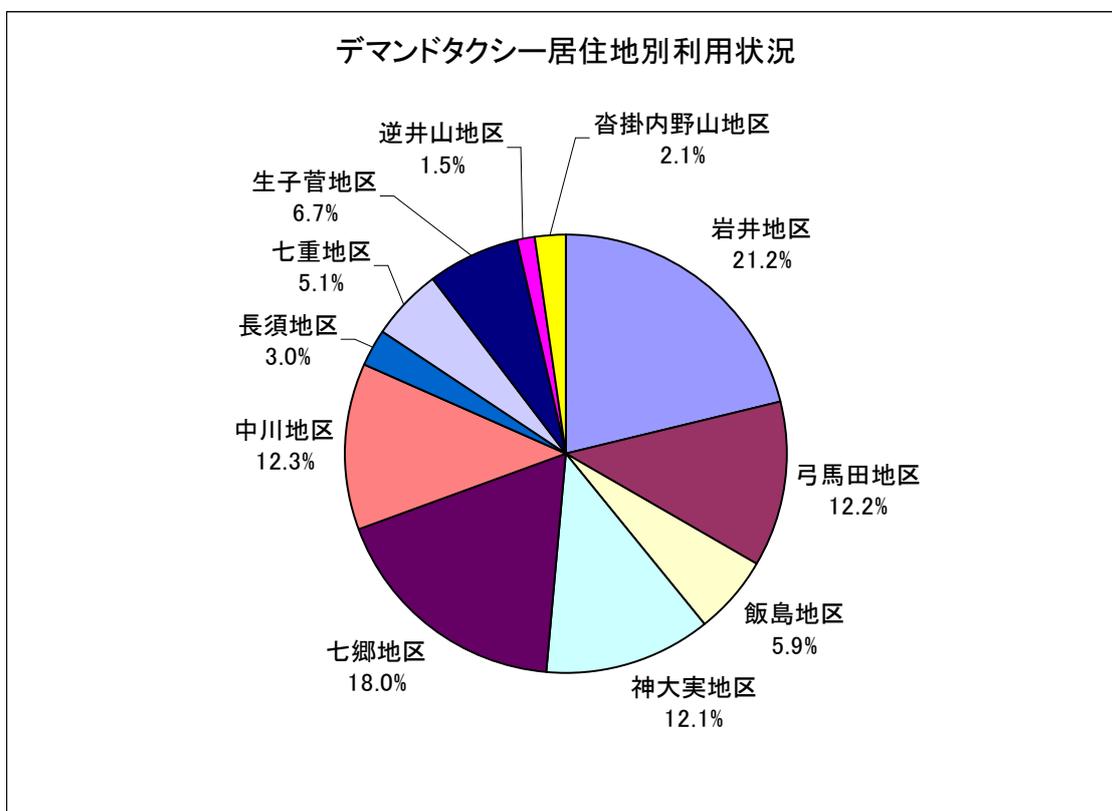
年齢 性別	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	計
男	4	3	0	6	73	7	4	83	89	269
女	1	2	11	3	138	15	138	540	692	1,540
計	5	5	11	9	211	22	142	623	781	1,809



(ウ) 居住地別利用状況

岩井地区、七郷地区居住者の利用が多く、月平均で50人を超えており、神大実地区、中川地区、弓馬田地区がほぼ同数で続いています。逆井山地区、沓掛内野山地区、長須地区居住者の利用が少なくなっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
岩井地区	28	74	63	74	73	72	384
弓馬田地区	13	29	56	43	37	42	220
飯島地区	21	24	16	12	10	23	106
神大実地区	37	39	39	33	32	38	218
七郷地区	47	52	41	48	62	76	326
中川地区	33	18	36	52	40	43	222
長須地区	13	12	11	8	4	6	54
七重地区	12	13	17	33	8	9	92
生子菅地区	23	24	20	12	19	24	122
逆井山地区	0	8	2	3	8	6	27
沓掛内野山地区	8	9	2	9	2	8	38
計	235	302	303	327	295	347	1,809



(エ) 目的別利用状況

自宅以外の降車場所は医療機関が53%を超えており、次いで公共施設、商業施設の順となっています。

自宅以外の乗車場所については医療機関が最も多いものの45.2%と降車場所に比べて低い割合となり、商業施設、公共施設の割合が高くなっています。医療機関を利用後、他の交通機関や徒歩等で移動し、別の用件を済ませていることが推測されます。

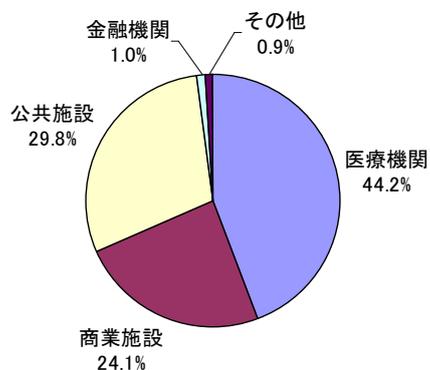
【自宅以外での乗車場所】

	医療機関	商業施設	公共施設	金融機関	その他	計
4月	41	36	39	0	1	117
5月	74	36	34	3	2	149
6月	76	20	48	0	3	147
7月	73	39	46	0	1	159
8月	59	39	39	5	1	143
9月	64	41	55	1		161
計	387	211	261	9	8	876

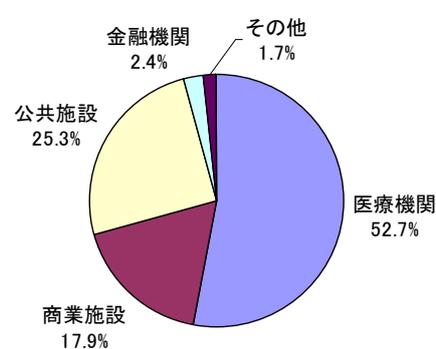
【自宅以外での降車場所】

	医療機関	商業施設	公共施設	金融機関	その他	計
4月	59	25	30	2	2	118
5月	89	28	30	2	4	153
6月	89	15	44	3	5	156
7月	81	37	45	3	2	168
8月	85	27	34	5	1	152
9月	89	35	53	7	2	186
計	492	167	236	22	16	933

目的別利用状況(乗車場所)



目的別利用状況(降車場所)



(オ) 曜日別利用状況

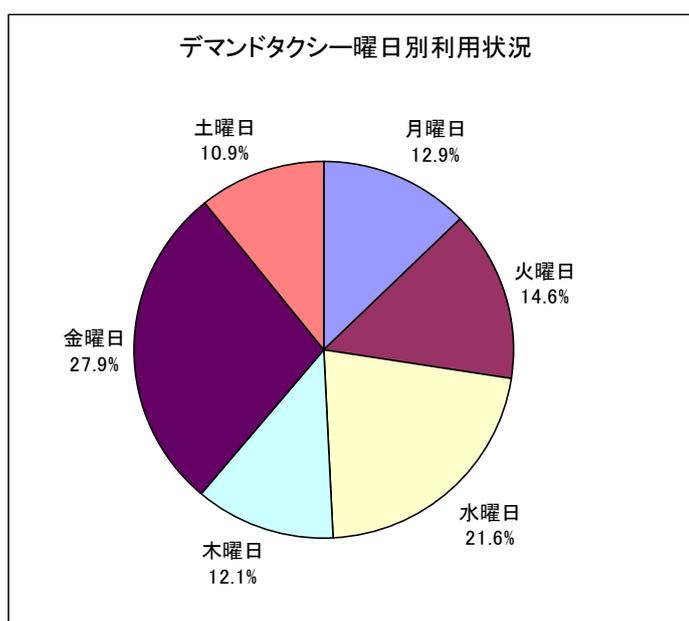
金曜日の利用が最も多く、次いで水曜日となっています。土曜日が最も少なく、次いで月曜日となっています。

土曜日については診療時間の短い医療機関が多いことや、家族による送迎が可能となることなどが要因と推測されます。月曜については2日前の予約となるため、他の曜日に比べ利用しにくいことが要因と推測されます。

七郷地区、神大実地区、中川地区、弓馬田地区など利用者の多い地区の運行日である月・水・金曜日の利用が多く、逆井山地区、長須地区など利用者の少ない地区の運行日である火・木・土曜日の利用者は少なくなっています。

(単位:人)

	月		火		水		木		金		土		計	
	利用者数	運行日数												
4月	27	5	30	4	67	4	26	4	63	4	22	4	235	25
5月	34	4	49	5	74	5	52	5	63	4	30	4	302	27
6月	46	4	54	4	41	4	29	4	103	5	30	5	303	26
7月	42	5	51	5	71	4	47	4	84	4	32	4	327	26
8月	32	4	38	4	58	5	34	5	93	5	40	4	295	27
9月	52	4	42	4	80	4	31	4	98	4	44	5	347	25
計	233	26	264	26	391	26	219	26	504	26	198	26	1,809	156
割合	12.9%		14.6%		21.6%		12.1%		27.9%		10.9%			
一日平均	9.0		10.2		15.0		8.4		19.4		7.6		11.6	
割合	12.9%		14.6%		21.6%		12.1%		27.9%		10.9%			



(カ) 時間帯別利用状況

11時台の利用が最も多く、9時台、10時台を合わせると全体の60%を超えています。
一方で7時台、14時台の利用が少なくなっています。

(単位:人)

便	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
7:00	2	4	7	7	6	3	29
8:00	20	25	30	25	28	32	160
9:00	48	76	61	64	67	68	384
10:00	32	49	54	52	43	58	288
11:00	46	71	64	86	73	76	416
13:00	35	31	34	39	31	40	210
14:00	18	18	12	15	15	21	99
15:00	34	28	41	39	32	49	223
計	235	302	303	327	295	347	1,809



(3) 地域公共交通に対して寄せられたご意見

○デマンドタクシーの運行区域について

- ・デマンドタクシーで守谷市へ行きたい。
- ・生子菅地区・逆井山地区だけでも西南医療センターへ運行していただきたい。
- ・均一料金でなくてもいいので、市外の病院へ運行していただきたい。

【市の考え方】

- ・地域公共交通は市外への路線バスなど既存の公共交通を補完するため、市内での移動にご利用いただくために運行しています。デマンドタクシーは本年4月から2年間の実証運行（社会実験）を開始いたしました。市外へ運行することによる既存の公共交通事業への影響は小さくないと考えられますので、実証運行中は市内での運行のみとし、運行状況及び利用状況等を基に、より地域に根差した交通体系の実現に向けて検討を進めてまいります。

○地域公共交通の運行日について

- ・逆井地区の運行日を月・水・金に変えていただきたい。
- ・七郷地区に住んでいるが土曜日に使いたい。
- ・グリーンランドに住んでいるが、コミュニティバスとデマンドタクシーの運行日を変更していただきたい。毎日運行していれば安心。
- ・長須地区に住んでいるが、コミュニティバスとデマンドタクシーの運行日を変更していただきたい。毎日外出したい。
- ・運行日を変えていただきたい。

【市の考え方】

- ・コミュニティバスは幹線道路を中心に大人数での移動、デマンドタクシーはコミュニティバス等路線バスの利用が困難な方の移動と、それぞれの特性を生かし、役割を分担して4月から現在の形で運行を開始しました。運行日につきましては、過去のコミュニティバスの利用状況から、これまで利用されていた方に大きな影響が出ないように設定をいたしました。デマンドタクシーの実証運行期間と合わせて、その間の運行状況及び利用状況等を基に、運行日の変更について検討を進めてまいります。

○デマンドタクシーの運行時間について

- ・午後3時までではなく、夜まで運行していただきたい。
- ・予約時間、運行時間を変えていただきたい。
- ・毎時30分に迎えに来るようにしてもらいたい。

【市の考え方】

- ・市が実施する地域公共交通施策につきましては、通院、公共施設の利用、食品・日用品の買い物等、日常生活に必要な移動をお手伝いすることを目的としております。これらは日中に行うことが可能であると思われるので、夜間の運行は行わないものとしします。しかし、現在、利用者の少ない午前7時台の運行を取りやめ、午後4時台の便を新設します。

また、迎車時間の指定につきましては、予約に応じて乗合で運行するデマンドタクシーの運行上、対応は困難でございます。本事業の特性をご理解の上、お時間に余裕を持ってご利用願います。

○デマンドタクシーの運行予約等について

- ・受付時間を延長してもらいたい。
- ・当日の予約変更を認めてもらいたい。
- ・予約時間、運行時間を変えていただきたい。（「○デマンドタクシーの運行時間について」と重複）
- ・登録しないで使いたい。
- ・電話が繋がらない（4件）。

【市の考え方】

- ・デマンドタクシーは平成24年4月から平成26年3月までを実証運行（社会実験）期間として、利用状況や運行状況を確認しつつ、市民の皆様の意見を伺いながら、効率的効果的かつ、より地域に根差した公共交通を目指しております。予約時間・方法につきましても実証運行期間中の状況を確認しながら、検討を進めてまいります。

○デマンドタクシー車両について

- ・車椅子で乗降できるようにしていただきたい。
- ・シルバーカーで利用できるようにしてもらいたい。

【市の考え方】

- ・現在使用している車両につきましては、乗降補助用ステップや握り棒などを装備しておりますが、車椅子での乗降装置を有しておりませんので、介護タクシー等をご利用ください。
- ・シルバーカーにつきましては、折りたたみ式のものには車内に持ち込みできます。車内のスペースには限りがありますのでご協力をお願いします。

○デマンドタクシー利用券について

- ・夢積館で利用券を販売していただきたい。
- ・車内で利用券を購入したい。
- ・利用券の表示が分かりにくい。障害者と健常者で色を変えるなど明確に分けるべき。
- ・利用券の表示が分かりにくい。
- ・10枚綴りではなく、5枚綴りくらいのほうがいい。

【市の考え方】

- ・利用券につきましては、利用者が分かりやすいよう、表示等を改善します。
- ・利用券の販売場所につきましては、車内での販売実現に向け調整を行います。

(4) 地域公共交通に対する評価及び対応

1) コミュニティバス

- ・岩井庁舎と猿島庁舎を結ぶ庁舎間シャトルを運行することにより、岩井・猿島両地域の一体感を醸成するとともに、分庁方式を採用していることにより生じている庁舎間の移動手段を確保しています。
- ・運行路線を見直し乗車時間を短縮したことで利便性が向上したことが、一便当たりの利用者の増加に繋がっていると思われます。
- ・総利用者数は減少しているものの、一便当たりの利用者は過去最高を記録するとともに、利用者一人に対する市の財政負担も4月から9月までの6箇月平均で678.5円と昨年度同時期(787.5円)と比較し低下するなど、運行計画の見直しの目的である効率的で効果的な運行を実現しつつあります。
- ・利用者の少ない路線を中心に利用促進策を講じ、利用者の更なる確保に努めることとします。

2) デマンドタクシー

- ・利用者の大半が日常の外出に不便を来していると思われる70歳以上の女性となっています。また、医療機関への利用が最も多いことから、自らの力で移動することが困難な方も利用していると思われます。ドア・ツー・ドアのサービスを提供することにより、自らの力で移動することが困難な方の移動手段を確保することができています。
- ・平成23年度をもってコミュニティバス路線を廃止した飯島地区、神大実地区の利用が多いことは、コミュニティバス廃止地域居住者の移動手段を確保できているといえます。
- ・登録者及び利用者は少ない状況です。登録者の少なさは制度の周知が不十分であることが大きな要因と思われます。市民への広報活動を強化し制度の周知を徹底することで、登録者及び利用者の増加を図ることとします。

3) 地域公共交通全般

- ・長須地区についてはデマンドタクシーの利用が少ないものの、コミュニティバスの利用者数は増加しています。
- ・七郷地区については、コミュニティバス、デマンドタクシーいずれも他地区に比べ利用者が多くなっています。
- ・生子菅地区・逆井山地区の利用については、コミュニティバス運行時同様、デマンドタクシー利用者も少ない状況が続いています。
- ・新たな地域公共交通体系の運行開始から6箇月を経過し、少しずつではありますが、各地域における地域公共交通利用の特性や克服すべき課題が現れつつあります。

- ・現時点で坂東市地域公共交通体系整備計画に定めた目標（新地域公共交通施策の実施により見込む効果）のうち、コミュニティバス利用者が増加しているものの、デマンドタクシーの利用者が少ないため、数値的な目標は達成できていません。
- ・しかし、コミュニティバスの一便当たりの利用者の増加は、運行計画の見直しによる利便性を向上させた効果が表れていると言えます。また、デマンドタクシーの利用者の大半が高齢者であることから、バス停までの移動が困難と思われる方の移動を可能にしています。これは「地域公共交通利用者の利便性の向上」の達成に効果が表れ始めていることを示しており、将来的には「高齢者が関係する交通事故の防止」にも効果を発揮することが期待できます。
- ・また、コミュニティバス、デマンドタクシー共に医療機関や商業施設が集中する岩井地区での乗降が多いことから、中心市街地等への集客効果は現れています。今後は各種催しや商店等と連携することにより、更なる集客を図ることが期待されます。
- ・坂東市地域公共交通体系整備計画に定めた「坂東市公共交通整備に関する基本方針」の実現に向け、来年度も引き続きコミュニティバスの運行及びデマンドタクシーの実証運行を行い、より地域に根差した地域公共交通体系の確立を目指します。

2 審議第1号

(1) 坂東市デマンドタクシー運行要領の改正について

坂東市デマンドタクシー運行要領（改正案）

本要領は坂東市デマンドタクシーの運行にあたり必要な事項を定めるものとする。

- 1 目的 デマンドタクシーを導入することにより、高齢者や障がい者など自由に利用できる移動手段を持たない方等の日常の移動における利便性の向上を図るとともに、地域の活性化及び環境に配慮したまちづくりを促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業主体 坂東市

(2) 運行主体 道路運送法第4条の許可を有する市内の一般乗用旅客自動車運送事業者

(3) 運行計画

1) 運行区域 : 坂東市内全域

2) 乗降場所 : 登録者の自宅、公共施設、商店や飲食店、工場などの事業所、医療機関、金融機関
※大型施設には乗降場所に標識等を設置する。

3) 使用車両 : [常用車] ワゴン車
(登録番号：つくば 500 あ 280 及びつくば 300 あ 119)
[予備車] セダン型
(登録番号：土浦 500 あ 19 及び土浦 500 あ 962)

4) 運行台数 : 1日あたり2台

5) 運行時間 : 午前8時から午後5時までの8時間（休憩時間1時間を除く。）

6) 運行日 : 月曜日から土曜日まで（12月29日から1月3日までは運休）。
居住地により利用できる日を指定する。

※運行区域（目的地）は居住地にかかわらず市内全域

○月・水・金曜日：

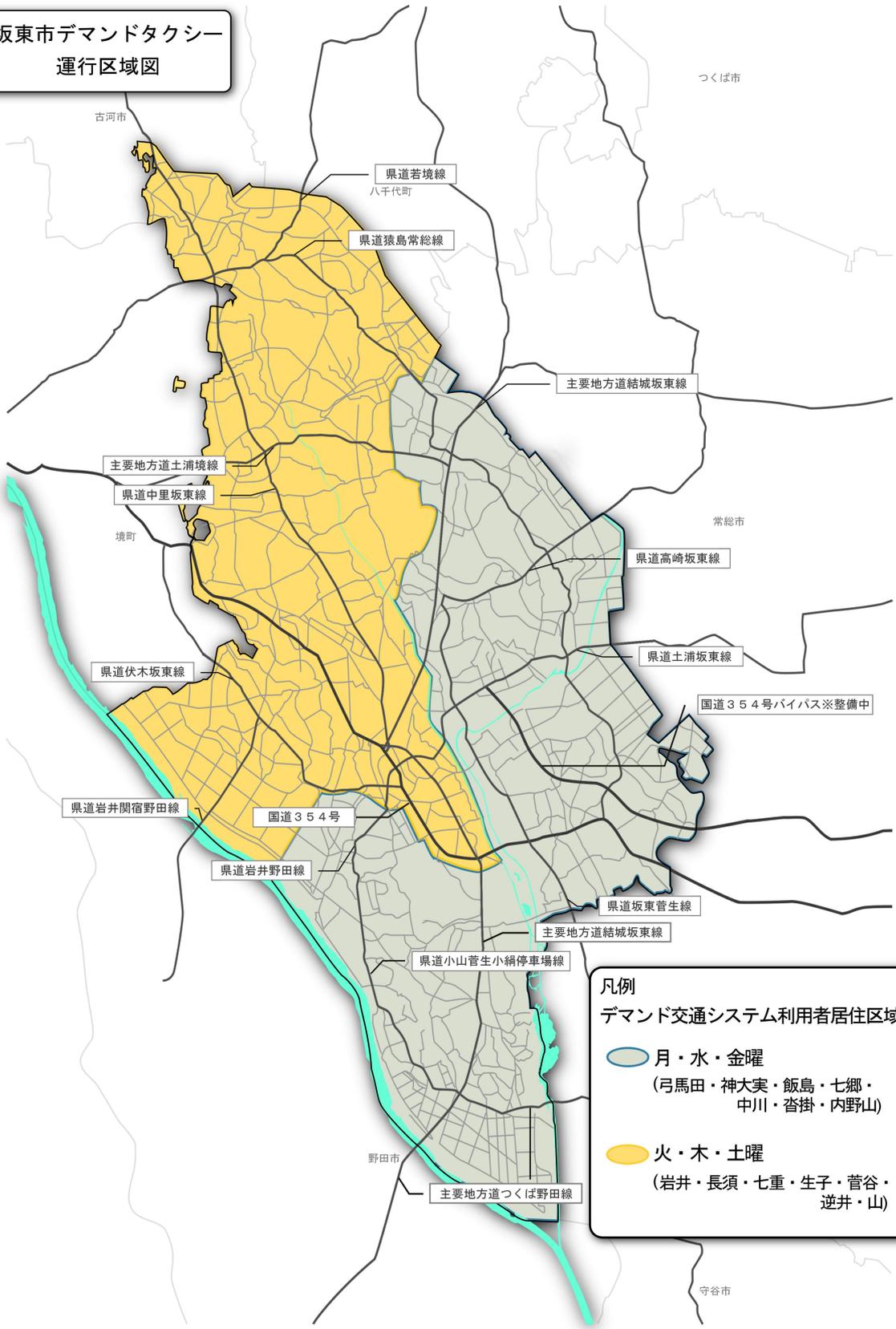
弓馬田・神大実・飯島・七郷・中川・沓掛・内野山地区在住者

○火・木・土曜日：

岩井・長須・七重・生子・菅谷・逆井・山地区在住者

7) 運行回数 : 1日16便（1回につき最大2両運行）。

坂東市デマンドタクシー
運行区域図



凡例

デマンド交通システム利用者居住区域

- 月・水・金曜
(弓馬田・神大実・飯島・七郷・中川・沓掛・内野山)
- 火・木・土曜
(岩井・長須・七重・生子・菅谷・逆井・山)

8) 運行時刻 : 午前8時から午後4時までの1時間単位

時刻表	
8 : 0 0	1 3 : 0 0
9 : 0 0	1 4 : 0 0
1 0 : 0 0	1 5 : 0 0
1 1 : 0 0	1 6 : 0 0

- (4) 予約体制 : 予約センターを運行事業者事業所内に開設し、オペレーターを1人常駐させる。オペレーターの勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とする。
- (5) 事故への対応 : 事故が発生した場合、運行事業者は速やかに適切な措置を講ずるとともに坂東市に報告する。事故に関する賠償については、運行事業者において対応する。
- (6) 苦情等への対応 : 運行に関する苦情等は、坂東市及び運行事業者で誠意をもって対応するものとし、対応記録は両者が共有する。
- (7) 利用方法
- 1) 利用対象者 : 坂東市民 (住民登録又は外国人登録をした者)
 - 2) 利用登録 : あらかじめ市役所にて利用登録を行うものとする。
原則、利用登録を行った日の1週間後から利用できるものとする。
 - 3) 運行予約 : 利用を希望する前日に予約センターへ原則電話にて利用予約を行うものとする (聴覚・言語障害のある方など、電話によることが困難な場合のみFAXでの予約も可能とする)。
月曜日運行分については、直前の土曜日に行く。
利用者が1日に予約 (利用) できるのは2便までとする。
 - 4) 予約時間 : 午前8時30分から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までの間は除く。
 - 5) 利用料金 : 利用券により支払う (事前に利用券を購入)。
1乗車につき大人300円、障害者・小学生以下 100円
保護者1人に対し3歳未満無料
介添えが必要な方については、介添者1人まで無料
※割引対象となる障害者は次のとおり
①身体障害者手帳の1級、2級又は1種3級の方
②療育手帳のマルA又はAの方
③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方
 - 6) 禁止事項等 : 次の事項は禁止する。
・車内での携帯電話による通話、飲食及び喫煙

- ・飲酒してからの利用
- ・大きな荷物・長尺物の持ち込み（他の座席を塞がない。）
- ・ペットを連れての乗車（介助犬は除く。）
- ・小学生以下だけでの利用。
- ・営利目的での利用

乗務員は乗降の補助・荷物の運搬は行わない。

- (8) 運行内容の変更 運行内容の変更は、坂東市地域公共交通会議の議決により決定する。道路運送法等関係法令に規定する以外の軽微な変更については、坂東市において決定することができるものとする。
軽微な変更とは、オペレーターの増員とする。

○新旧対象表 ※下線部が変更点

新	旧																				
<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>3) 使用車両：〔常用車〕ワゴン車 (登録番号：つくば500あ280 及びつくば300あ119) 〔予備車〕セダン型 (登録番号：土浦500あ19 及び土浦500あ962)</p>	<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>3) 使用車両：タクシー車両</p>																				
<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>5) 運行時間：午前8時から午後5時までの8時間 (休憩時間1時間を除く。)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">時刻表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:00</td> <td>13:00</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>14:00</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>15:00</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>16:00</td> </tr> </tbody> </table>	時刻表		8:00	13:00	9:00	14:00	10:00	15:00	11:00	16:00	<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>5) 運行時間：午前7時から午後4時までの8時間 (休憩時間1時間を除く。)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">時刻表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:00</td> <td>11:00</td> </tr> <tr> <td>8:00</td> <td>13:00</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>14:00</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>15:00</td> </tr> </tbody> </table>	時刻表		7:00	11:00	8:00	13:00	9:00	14:00	10:00	15:00
時刻表																					
8:00	13:00																				
9:00	14:00																				
10:00	15:00																				
11:00	16:00																				
時刻表																					
7:00	11:00																				
8:00	13:00																				
9:00	14:00																				
10:00	15:00																				
<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>9) (削除)</p>	<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>9) 運行期間：道路運送法第21条許可 の日から1年間とする。</p>																				

